

第 10 回

越 谷 市 教 育 委 員 会 議 事 録

平成28年 9 月29日

定 例 会

平成28年第10回越谷市教育委員会議事録

招集年月日 平成28年9月29日
 招集の場所 教育委員会室
 開閉会日時 開会9月29日 午前10時00分
 閉会9月29日 午前10時31分

出席委員

委員長	住田 俊	委員 長者 職務代理者	堀川 智子
委員	進藤 秀子	委員	荒木 明子
委員 (教育長)	吉田 茂		
欠席委員	なし		

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	横川 清	学校教育部長	瀧田 優
教育総務部 副部長兼 スポーツ振興 課長	矢部 新治	学校教育部 参事兼 学校管理課長	日下部 行雄
教育総務課長	山梨 一弘	学校教育部 副参事兼 学務課長	上野 高弘
生涯学習課長	福田 博	学校教育部 副参事兼 教育センター 所長	小林 俊夫
桜井公民館長	島田 英恵	指導課長	岡本 順
生涯学習課 調整幹兼 科学技術体験 センター所長	小林 中子	給食課長	田川 啓二
生涯学習課 調整幹	木村 和明	給食課 調整幹兼 第一学校給食 センター所長	石川 実
図書館調整幹	横山 みどり	指導課調整幹	青木 元秀

職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課 副課長	中村 則行
--------------	-------

[illegible]

◎開会の宣告

住田委員長 これより9月の定例教育委員会会議を開会いたします。

なお、議事に入ります前に、さきに開催されました9月定例市議会において進藤委員が教育委員としての任命について同意をいただき、先ほど市長からあらかじめ平成28年10月10日付の任命辞令の交付を受けたところでございますので、進藤委員より再任のご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

進藤委員 改めておはようございます。ただいまご紹介にあずかりましたように、先ほど辞令を頂戴いたしました。今までも皆様にはいろいろ教えていただきまして、何も返せずに非常に心苦しく思っておりますけれども、また4年間任期がございますので、その間も変わらずご指導、ご鞭撻賜れましたら非常に幸いだと思えます。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

住田委員長 どうもありがとうございました。これからもよろしくお願いいたします。

本定例会に関し、現在のところ傍聴許可願の提出はございませんが、越谷市教育委員会傍聴人規則第1条第2項の規定により、開会後に許可願が提出された場合、傍聴を許可したいと存じます。

(午前10時00分)

◎第32号議案 越谷市立小学校及び越谷市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則制定について

住田委員長 それでは、第32号議案「越谷市立小学校及び越谷市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 学務課長。

上野学務課長 それでは、第32号議案 越谷市立小学校及び越谷市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則制定についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の1ページをお開きください。

第32号議案 越谷市立小学校及び越谷市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則制定について。

越谷市立小学校及び越谷市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年9月29日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷都市計画事業七左第一土地区画整理事業の換地処分及び町名変更により、新たな町名地番が設定されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案す

るものでございます。

それでは、今回変更いたします規則改正の内容につきましてご説明申し上げます。3ページをご覧ください。今般の越谷都市計画事業七左第一土地区画整理事業の換地処分及び町名変更により、別表第1の越谷市立南越谷小学校及び越谷市立大間野小学校、別表第2の越谷市立富士中学校において、「七左町二丁目」、「七左町三丁目」と定めていたところを、「新越谷一丁目」、「新越谷二丁目」に改めるものでございます。

次に、附則といたしまして、本規則は、越谷都市計画事業七左第一土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行することを規定いたします。

なお、今回の規則改正にかかわる具体的な改正内容につきましては、お手元の資料の新旧対照表をご参照いただき、ご了承賜りたいと存じます。

第32号議案についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

住田委員長 これより本案に対し、質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますでしょうか。

はい。

吉田教育長 学校で書類上、沿革史など訂正すべきものというのはどのぐらいありますか。

住田委員長 学務課長。

上野学務課長 今回学校の地番も変わります。ただ、地番が変わるのは、富士中だけなのですが、それに伴いまして学校沿革史、その他さまざまな帳簿等の訂正が必要となります。また、学校の中には指導要録というものがございまして、子どもたちの、まず学校の指導要録自体の学校の住所を直さなくてはいけないということもあります。先ほどの新越谷一丁目、新越谷二丁目になる児童生徒が何人いるかは、人数を出していないのですけれども、その子どもの住所の訂正等をしていかななくてはいけない、そういうような作業がございます。

今回の場合は、二重線についているゴム印を買って、「七左町二丁目」のところに判を押すと「新越谷一丁目」に直すような形で、事務の簡略化は図っていきますけれども、いろいろ直していくところもございます。

ただ、年度途中の移転ではない場合のこういう町内変更につきましては、特に県のほうに届ける必要はございませんので、次年度の所在地の報告等のときの訂正で済むようになると思います。

以上でございます。

吉田教育長 大きなかわりはないと思うのだけれども、受験等で対外的にやりとりする文章もあるので、そういった文章はどうですか。

上野学務課長 郵便関係につきましては、全て手続をとりますので、1年以内については、住所は変わっても届くという形になっているところです。当然学校のホームページ等も指示をいたしまして、例えば「学校の地番が変わりました」とか、「所在地の表記が変わりました」とか、そうい

うようなことで外に発信していくことは行います。また、保護者にも文章も出しますし、学校だより等でもお知らせして、地域にもお知らせしていくところでございます。

吉田教育長 遺漏のないように。

住田委員長 ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と答える者あり〕

住田委員長 これより第32号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第33号議案 平成29年度当初越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針について

住田委員長 続きまして、第33号議案「平成29年度当初越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針について」を議題といたします。

教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 学務課長。

上野学務課長 それでは、第33号議案 平成29年度当初越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の5ページをご覧ください。

第33号議案 平成29年度当初越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針について。

平成29年度当初越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針について、別紙のとおり決定する。

平成28年9月29日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、平成29年度当初人事異動を行うにあたり、越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針を決定する必要があるため、提案するものでございます。

恐れ入りますが、会議要項の7ページをご覧ください。人事異動の方針は、毎年、埼玉県教育委員会が定めた人事異動の方針を踏まえ、決定しているものでございます。この人事異動の方針に基づきまして、市町村教育委員会と県教育委員会が連携、協力しながら人事異動の事務手続を進めております。

1の「基本方針」でございますが、以下の方針が示されております。(1)適材を適時に適所に配置すること。(2)人材育成を期すること。異動は最大の研修であるとも言われております。(3)地域差、学校差を是正すること。特に、年齢構成不均衡を解消すること。(4)全市的、長期的視野に立って計画的に変更、異動を実施し、本県教育水準の向上を図ること。(5)再任用職員は、全市的視野から適切な配置に努めること。(6)女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるこ

と等が掲げられております。

2の「退職」でございますが、年齢構成不均衡を解消するため、勸奨退職制度の活用を図ることとなっております。

3の「転任・転補」でございますが、1の基本方針を受けて「教職員組織の充実を図ること」、「魅力ある学校づくりを目指し、適材を適時に適所に配置すること」、「新規採用後、早期に複数校を経験するよう積極的に異動を行うこと」、「同一校勤続年数が長い者については、積極的に異動を行うこと」等、8項目が掲げられております。

その他、4の「採用等」、5の「さいたま市との人事交流」が示されております。来年度に向けてましてこれらの基本方針に基づき、適正な人事事務を進めてまいりたいと存じます。

校長の学校経営方針を踏まえた魅力ある学校づくりにつながる人事異動、教職員を生かし育てるための人事異動にしていきたいと考えております。

第33号議案についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

住田委員長 これより本案に対し、質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますでしょうか。

荒木委員。

荒木委員 昨年度の基本方針と比べますと、(6)女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるというのが追加されたようですが、現状を教えてくださいませんか。

吉田教育長 学務課長。

上野学務課長 この資料の7ページの「(6)女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、積極的な登用に努める」、また、この資料の8ページ、4番の採用の(2)の真ん中、「また」というところがあったのですが、昨年度は「また、若手教職員の管理職への登用に努める」だけだったものに、その前に「女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに」という一文が入りました。ここが昨年度と今年度の違いでございます。

まず、この背景にあるのは、平成28年4月1日から10年間の時限立法で、通称女性活躍推進法が施行されまして、女性を積極的に登用していかななくてはならないと、そういうような決まりがベースにあります。その上でなのですが、越谷市の平成28年5月1日現在の本採用の教員なのですが、小中学校合わせて、男性が374名、女性が539名というふうになっております。ちなみに、小学校が、男性が192名、女性が386名、約1対2の割合です。中学校が、男性が182名、女性が153名、約6対5の割合でございます。

今年度の埼玉県の管理職の登用の実績、平成28年4月1日なのですが、新任の校長は、162名全県でございました。その内、男性が140名、女性が22名であり、大ざっぱな計算ですが、7対1ぐらいの割合です。教頭は、215名が新任で教頭になりましたが、男性教頭が175名、女性教頭が40名であり、これも少しざっとした計算ですが、4対1ぐらいの割合で、女性

の管理職登用の割合が非常に少ないという現状がございます。男女共同参画の時代でございますので、ぴったり本採用の教職員の割合までいかないにせよ、それに近づけていくということが一つの埼玉県の課題となっているので、県教委が県の人事異動方針にこれを載せたと考えます。それを受けまして本市といたしましても、この女性管理職、その他女性の活躍する場の設定というものに努めていきたいと考えております。

以上でございます。

荒木委員 ありがとうございます。

住田委員長 よろしいですか。

ほかには。

〔発言する者なし〕

住田委員長 それでは、これより第33号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

◎その他

住田委員長 それでは、続きまして、その他の報告事項に入ります。

「平成28年9月定例市議会について」、教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 教育総務部長。

横川教育総務部長 それでは、平成28年9月定例市議会の概要につきましてご報告をさせていただきます。

大変恐縮でございますが、会議要項の9ページ及び10ページをご覧いただきたいと思います。

まず、会期日程でございますが、9月1日から9月27日までの27日間にわたりまして、9月定例市議会が開催されたところでございます。

続きまして、11ページをご覧いただきたいと思います。教育委員会に関する議案につきまして、「越谷市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、「越谷市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について」、「越谷市科学技術体験センター設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について」、「平成28年度越谷市一般会計補正予算（第2号）について」、「平成27年度越谷市一般会計歳入歳出決算認定について」の以上5件が上程され、それぞれ原案のとおり可決されたところでございます。

なお、第64号議案につきましては、平成28年10月9日をもって任期満了となります進藤委員を再任することにつきまして、平成27年4月から施行されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定により、なおその効力を有するとされた

同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をいただいたものでございます。

次に、教育委員会関係の一般質問でございますが、会期日程でございますように、9月7日、8日、9日、12日の4日間にわたりまして市政に対する一般質問がございました。教育委員会関連の質問につきましては、会議要項の11ページから12ページのとおり、10人の議員からそれぞれの立場でご質問がございました。

また、9月20日に開催されました教育・環境経済常任委員会における質疑事項等につきましては、会議要項の13ページのとおりとなっております。

一般質問の内容等につきましては、大変恐縮でございますが、会議要項をご参照いただき、ご了承を賜りたいと存じます。

平成28年9月定例市議会についてのご報告は以上でございます。

住田委員長 ただいまの事務局の説明に対しまして、質問またはご意見等はございますでしょうか。
はい。

堀川委員長職務代理者 12ページの浅古委員さんのオリンピック・パラリンピックの取組について、質問の内容等教えていただければと思いますが、お願いいたします。

吉田教育長 スポーツ振興課長。

矢部スポーツ振興課長 それでは、ただいまのご質問なのですが、まず議員さんからの質問の要旨でございますが、「リオオリンピックでの星奈津美選手の活躍など、東京オリンピックに向けて市民の関心が高まってきていると考えております。4年という長いようで短い期間ですが、その中で市民の心に残るオリンピックにしたいと考えております。1964年当時の東京オリンピックを経験した世代は、一様にあのころの思い出を語り時代を振り返っています。今の子どもたちにも同じような思い出をもってもらい、オリンピックを共有して世代を超えた交流を創出できればと考えております。」そういった中で、1つは越谷版レガシーの創出、もう一つは市内施設の利用について、という形でご質問を受けました。

越谷版レガシーの創出につきましては、市長部局と教育委員会、両方に質問を受けました。まず、市長部局のほうでございますが、結論から簡単に申し上げますと、大会を通じての世代を超えた思い出づくりや交流の創出につきましては、大会を通じた市民への感動や思い出を後世に伝えていくこと、また、世代を超えたオリンピック・パラリンピックの共有等により市民の応援熱の高まりがコミュニティづくりに寄与するものと考えておりますとご回答をさせていただいております。

それから、教育委員会につきましては、「越谷市においては、開催地としての競技種目はございませんが、本市の施設を練習会場として利用されることが予測されます。来日される外国人選手や関係者に対し、現在具体的な計画はないものの、次世代を担う子どもたちのためにレガシーの

創出は重要であると認識していますという中で、教育委員会として何か考えられることはございませんかと、どんなことができますかというご質問があったものですから、その件に対しまして、レガシーの創出に当たり、学校教育においては、次世代を担う児童生徒に、来日する外国人選手や関係者に対して、おもてなしの心やボランティア精神など、教育の場として寄与するものと考えております。

さらに、生涯学習においては、日本文化伝承の館こしがや能楽堂を活用した伝統芸能である能楽の体験や鑑賞など、地域文化の振興として発信できる機会でもあります。

また、生涯スポーツにおいては、世界のトップアスリートを直接見ることで視野の拡大と人間の可能性などが感じられ、スポーツに対する市民の興味や関心が向上されます。さらに、パラリンピックに関しましては、真の共生社会の確立に向け、またとないきっかけとなることから交流機会を設けるなど環境整備等を検討してまいります。

いずれにしても、教育委員会のみならず、関係機関や各種関係団体などと連携を図りながらレガシーの創出に向け取り組んでまいりたい。」とご答弁させていただきました。

それから、もう一点の市内の施設の利用についてご質問があったわけなのですが、今現在の状況をまずお話しさせてもらいまして、しらこぼと運動公園競技場については、オリンピック・パラリンピックでの陸上競技、それから総合体育館についてはオリンピックでのバドミントン、それからバスケットボール、新体操、柔道、卓球、バレーボール、計7競技8種目を公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の事前トレーニングキャンプ候補地ガイドに登録してありまして、既に公開もされています。

また、追加種目となりました野球、ソフトボール、空手競技の事前トレーニングキャンプ候補地ガイドへの登録につきましては、国際競技連盟基準の適合確認が必要となることから、同基準が公表され次第、登録に向け手続を進めてまいります。そういうお話の後、県営のしらこぼと水上公園、あそこにホワイトビーチがあるのですが、大分ホワイトビーチのビーチバレーがはやっているという状況の中で、県の施設なのですが、越谷にあるすぐれた施設を有効に利用したほうがよろしいのではないですかというお話がありまして、そのような施設を利用してオリンピックに取り組んでいく考えはございますかというご質問を受けたところでございます。県営しらこぼと水上公園なのですが、まずどんな中身かをご説明させていただきました。2012年に旧スケートリンクの跡地にビーチバレーの国際大会に対応できる施設として整備されております。施設の規模につきましては、縦が30メートル、横が70メートル、深さが40センチメートルの敷地にオーストラリア産の白砂を敷き詰めて、ビーチサッカーコートなら1面、それからビーチバレーコートなら4面、確保できますというふうに直接伺っております。県営しらこぼと水上公園の活用につきましては、事前トレーニングキャンプ候補地ガイドへの登録も含め、県と十分協議し検討してまいりますというお答えをさせていただきました。

以上でございます。

堀川委員長職務代理人 大変詳しくありがとうございました。

住田委員長 ほかにどなたかございますでしょうか。

吉田教育長 今の件について、実際にそういう段取りは組んだのですが、実際にそういうことになった場合には、かなり人的にも、あるいは施設設備的にも配慮しなければいけないものが多々あるということが予想されますので、この辺については何か補足することは。

教育総務部長。

横川教育総務部長 教育長から今ございましたけれども、練習会場の誘致については、今スポーツ振興課長のほうから説明させていただきましたとおり、既に登録も済んでいると。追加種目については、まだまだこれからなのですが、それも準備が整い次第進めていくということになるのですが、現実的にどのような事務が発生するかといいますと、練習会場を誘致するという話になれば、これは市総がかりで実施をしていかなければならないというふうなことも考えておりますので、これは市長部局のほうの政策担当部門のほうとも協議もして調整もしております。事務内容がかなりボリュームが大きくなって、さらには所管も教育委員会では抱え切れないというようなことになれば、これは専属の組織を設置することも含めて今後検討していくと。状況を見ながら検討していくということでございます。

それは組織的な面でありまして、あとはハード面でありますけれども、今、総合体育館としらこばと陸上競技場で登録はさせていただいておりますけれども、現実に練習会場として、もしどこの国が使いたいというようなオファーがあれば、そちらの方と、相手国のほうと調整をしながら、例えば必要な器具を購入したり、場合によっては施設の修繕等もやらなければなりません。特にパラリンピックということになれば、昨年障がい者スポーツの卓球バレーというのを総合体育館で実施したのですが、そのときに課題として残っていますのが、トイレの問題です。障がい者のトイレの数がどうしても不足をしているというようなこともございましたので、そういう課題が、これから現実的に練習会場として使っていただけるということになれば、細かいところから大きいところまでいろいろ出てくると思いますので、その辺につきましては、これはもう市長部局のほうと調整をさせていただきながら、越谷で練習会場を使用してよかったというふうに思ってもらえれば、また東京オリンピックを開催をしたときに越谷市民がそこに参画をして、児童生徒も含めて東京オリンピックがよい思い出に残るような、そんなような取り組みができればというふうに考えております。

以上です。

住田委員長 よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 ないようですので、この件については以上といたします。

ほかになにかございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 ほかになければ、最後に、次回の教育委員会会議の日時でございます。10月27日の木曜日午後1時から越谷コミュニティセンターの3階、特別会議室で開催したいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 では、そのようにいたしますので、10月27日の午後から越谷コミュニティセンターでよろしくお願いいたします。

なお、会議終了後に教育功労賞の表彰式も予定しておりますので、あわせてよろしくお願いいたします。

それでは、本定例会に提出されました議案等全て終了いたしました。

◎閉会の宣告

住田委員長 これをもちまして閉会といたします。

(午前10時31分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

委 員 長

住 田 俊

委 員

堀 川 眉 子

委 員

進 藤 秀 子

委 員

荒 木 明 子

委 員

吉 田 茂

(教育長)

書 記

教育総務課副課長

中 村 則 行